

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	路外駐車場の供用停止命令
処分権者	市長
根拠規定	駐車場法第19条
基準規定	駐車場法施行令第6条～第15条
処分基準	1 駐車場法第19条 （是正命令） 第19条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第11条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。 2 路外駐車場の構造及び設備に対する処分 駐車場法施行令第6条から第15条まで規定は略 3 路外駐車場の業務の運営に対する処分事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分をしようとする場合の 手続	3 業務の運営に対する処分は聴聞
備考	2 構造及び設備に対する処分は行政手続法第13条第2項第3号に該当

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	違反者に対する措置命令
処分権者	市長
根拠規定	周南市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第14条第1項
基準規定	周南市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第4条;第5条;第6条;第8条; 第12条;第14条第1項
処分基準	周南市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第4条、第5条、第6条、第8 条、第12条、第14条第1項 規定は略
不利益処分 をしようと する場合の 手続	「運営に対する処分」については弁明の機会の付与
備考	「構造及び設備に対する処分」については行政手続法第13条第2項第3号に該当

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	許可の取消し
処分権者	市長
根拠規定	山口県屋外広告物条例第16条
基準規定	山口県屋外広告物条例第9条第1項;第10条第1項・第2項;第15条第1項、第16条
処分基準	山口県屋外広告物条例第9条、第10条第1項、第2項、第15条第1項、第16条 （許可の期間及び条件） 第9条 知事は、第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可をする場合においては、当該許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な条件を付することができる。 （変更等の許可） 第10条 第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、知事の許可を受けなければならない。 2 知事は、前項の許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な条件を付することができる。 （措置命令）第15条 知事は、第8条又は第13条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上 の期限を定めて、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な措置を命ずることができる。 （許可の取消し）第16条 知事は、この条例に基づく許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。] 一 第9条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第10条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。 二 第10条第1項の規定に違反したとき。 三 前条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。 四 虚偽の申請その他不正の手段によりこの条例に基づく許可を受けたとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表26の3の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	代執行費用の義務者からの徴収
処分権者	市長
根拠規定	屋外広告物法第7条第3項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号に該当 山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表26の3の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	措置費用の原因者への負担命令
処分権者	市長
根拠規定	屋外広告物法第8条第6項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号に該当山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表26の3の項